

特約の改定について

当金庫では口座開設アプリのリニューアルを予定しています。

つきましては下記の通り特約の改定を行います。

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

改定日

2022年7月19日（火）

1. 「アプリからの口座開設に係る特約」の一部改定

改定内容

次の条項について以下のとおり改定します。

新	旧
<p>1. (特約の適用範囲等)</p> <p><u>(1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」(以下「口座開設アプリ」という。)から開設した埼玉縣信用金庫(以下、「当金庫」という。)の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。</u></p> <p>(2) この特約は普通預金規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定が適用されるものとします。</p> <p>(3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定に従います。</p> <p>2. (預金契約の成立)</p> <p><u>口座開設アプリからの申し込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。</u></p> <p><u>ただし、本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送された場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。</u></p> <p>3. (印章の届出)</p> <p><u>口座開設アプリからの申し込みにより開設された口座の印章は、口座開設後に別途当金庫所定の方法により届け出てください。印章の届出を受け付ける際には、当金庫は所定の方法により本人確認を行いません。印章のお届けが完了するまでは、印章を用いたお取引はできません。</u></p> <p>4. (特約の変更等)</p> <p><u>(1) この特約は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</u></p>	<p>1. (特約の適用範囲等)</p> <p>(1) この特約は「埼玉縣信用金庫アプリ」(以下、アプリ)といひます。)から口座開設した当金庫普通預金に適用される事項を定めるものです。</p> <p>(2) この特約は「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定が適用されるものとします。</p> <p>(3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定に従います。</p> <p>2. (預金契約の成立)</p> <p>アプリから申し込みによる口座は、当金庫が所定の口座開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。</p> <p>ただし、本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送された場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。</p> <p>3. (印章の届出)</p> <p>アプリからの申し込みにより開設された口座の印章は、口座開設後に別途当金庫所定の方法により届け出てください。印章の届出を受け付ける際には、当金庫は所定の方法により本人確認を行いません。印章のお届けが完了するまでは、印章を用いたお取引はできません。</p>



<p><u>(2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>以上</p>
--	-----------

2. 「インターネット専用口座（無通帳）特約」の一部改定

新	旧
<p>1. (特約の適用範囲等) <u>インターネット専用口座（無通帳）（以下、「無通帳口座」という。）は、個人のお客さま専用の通帳を発行しない普通預金口座をいい、この特約は、無通帳口座を利用するにあたり適用される事項を定めます。</u></p> <p>2. (キャッシュカードの発行) <u>無通帳口座は、キャッシュカード（以下「カード」という。）の発行を必須とします。</u></p> <p>3. <削除></p> <p><u>3. (お取引明細の取扱い)</u> <u>無通帳口座の取引履歴は、しんきんバンキングアプリまたはさいしんダイレクトパーソナルにてお客さま自身が確認することとし、定期的なお取引明細は発行しません。</u></p> <p><u>4. (総合口座の取扱い)</u> 無通帳口座は総合口座のお取扱いはできません。</p> <p><u>5. (普通預金（無利息型）の取扱い)</u> 無通帳口座は普通預金（無利息型）のお取扱いはできません。</p> <p><u>6. (有通帳口座からの無通帳口座への切替え)</u> 窓口にて既存の普通預金有通帳口座から無通帳口座へ切替えるときは、当金庫所定の申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書を通帳およびご本人を確認できる当金庫所定の資料とともに提出して下さい。切替え手続きの完了後は、切替え口座の発行済みの通帳は一切ご利用できません。なお、申し込み希望口座の通帳、カード、印章の喪失の届出がある場合はお申込みできません。</p> <p><u>7. (無通帳口座から有通帳口座への切替え)</u> 無通帳口座を普通預金有通帳口座へ切替えるときは、当金庫所定の申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書をカードおよびご本人を確認できる当金庫所定の資</p>	<p>1. (特約の適用範囲等) インターネット専用口座（無通帳）（以下、「無通帳口座」といいます。）は、個人のお客さま専用の通帳を発行しない普通預金口座をいい、この特約は、無通帳口座を利用するにあたり適用される事項を定めます。</p> <p>2. (キャッシュカードの発行) 無通帳口座は、キャッシュカード（以下「カード」といいます。）の発行を必須とします。</p> <p>3. (インターネットバンキング利用口座への登録) 無通帳口座は、さいしんダイレクトパーソナル（以下、「ダイレクトパーソナル」といいます。）の利用口座への登録を必須とします。</p> <p>4. (お取引明細の取扱い) 無通帳口座の取引履歴は、ダイレクトパーソナルにてお客さま自身が確認することとし、定期的なお取引明細は発行しません。</p> <p>5. (総合口座の取扱い) 無通帳口座は総合口座のお取扱いはできません。</p> <p>6. (普通預金（無利息型）の取扱い) 無通帳口座は普通預金（無利息型）のお取扱いはできません。</p> <p>7. (有通帳口座からの無通帳口座への切替え) 窓口にて既存の普通預金有通帳口座から無通帳口座へ切替えるときは、当金庫所定の申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書を通帳およびご本人を確認できる当金庫所定の資料とともに提出して下さい。切替え手続きの完了後は、切替え口座の発行済みの通帳は一切ご利用できません。なお、申し込み希望口座の通帳、カード、印章の喪失の届出がある場合はお申込みできません。</p> <p>8. (無通帳口座から有通帳口座への切替え) 無通帳口座を普通預金有通帳口座へ切替えるときは、当金庫所定の申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書をカードおよびご本人を確認できる当金庫所定の資</p>

料とともに提出して下さい。有通帳口座への切替えにあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。

8. (預金の預入れ、払戻し)

当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動振込機、現金自動預入払出兼用機（以下併せて「ATM」といいます。）により、現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。原則として、当金庫窓口で預入れ・払戻し等を行うことはできません。

9. (解約)

無通帳口座を解約する場合は、当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印して、無通帳口座のカードおよびご本人を確認できる当金庫所定の資料とともに提出して下さい。

10. (規定の準用)

この特約に定めのない事項については、普通預金規定、埼玉縣信用金庫バンキングアプリサービス利用規定、さいしんダイレクトパーソナル利用規定、カード規定、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）または契約書の各条項により取扱います。

11. (特約の変更)

(1) この特約は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

料とともに提出して下さい。有通帳口座への切替えにあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。

9. (預金の預入れ、払戻し)

当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動振込機、現金自動預入払出兼用機（以下併せて「ATM」といいます。）により、現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。原則として、当金庫窓口で預入れ・払戻し等を行うことはできません。

10. (解約)

無通帳口座を解約する場合は、当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印して、無通帳口座のカードおよびご本人を確認できる当金庫所定の資料とともに提出して下さい。

11. (規定の準用)

この特約に定めのない事項については、普通預金規定、さいしんダイレクトパーソナル利用規定、カード規定、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）または契約書の各条項により取扱います。

12. (特約の変更)

(1) この特約は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上